

令和6年度学校法人会計基準研修会

令和6年度決算の留意点と 学校法人会計の基本的理解

令和7年2月27日

日本公認会計士協会東京会 学校法人委員会 委員
双葉監査法人 代表社員 公認会計士 平塚 俊充

目 次

I. 令和6年度決算の留意点	3
II. 計算書類間の関係	37
III. 学校法人会計の基本(支出)	53
IV. 学校法人会計基準の改正	65

I . 令和6年度決算の留意点

I . 令和6年度決算の留意点

▶ ポイント

1. 計算書類の小科目以外は省略不可…………… 5
2. 事業活動収支計算書の「基本金組入額合計」、「基本金取崩額」は省略不可……………15
3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意……………16
4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理に注意……18
5. 補助金の会計処理に注意……………19

I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- 大科目及び貸借対照表の中科目は省略不可である。
 - 学校法人会計基準の様式に則った科目設定を行うこと。
 - 大科目が0円の場合であっても科目の省略はできない。
(会計システムの仕様は表示ができない理由にならない)
 - 法人で任意に小科目を設定する場合は、具体的な科目名を記載すること。
 - 固定資産明細表の様式に記載されている貸借対照表の中科目(有形固定資産、特定資産、その他の固定資産)は、計上すべき金額がなくても削除しないこと。小科目については計上すべき金額がない場合に省略する。

I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

◆科目の大・中・小(資金収支計算書)

別表第一 資金収支計算書記載科目 (第10条関係)

収入の部		備 考
科 目		
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授業料収入	聴講料、補講料等を含む。
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。

I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

◆科目の大・中・小(事業活動収支計算書)

別表第二 事業活動収支計算書記載科目 (第19条関係)

科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金	授業料	聴講料、補講料等を含む。
	入学金	
	実験実習料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。

I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

◆科目の大・中・小(貸借対照表)

別表第三 貸借対照表記載科目 (第33条関係)

資産の部				
科		目		備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目		
固定資産	有形固定資産	土地		貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであつても使用中のものを含む。
		建物		
		構築物		
		新吉研空田機異備品		
		土木及び積形を含む。		

I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

◆ 基準の様式の(注)1 に

第一号様式（第12条関係）

資 金 収 支 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入			
授業料収入			

期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

とあるで、省略できるのでは？

I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- ◆ 別表の(注)では、小科目については適当な科目を追加し、又は細分することができることとなっていますが、大科目についてはこのような注記はありません

別表第一 資金収支計算書

- (注) 1 **小科目については**、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。
- 5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

別表第二 事業活動収支計算書

- (注) 1 **小科目については** 適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

別表第三 貸借対照表

- (注) 1 **小科目については** 適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び管理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- ◆ 「学校法人会計基準の改正に関する説明会」への質問回答集(平成26年2月 文部科学省)
A9 より

「新基準」の別表と様式の「注」については以下のとおりです。

別表第2「事業活動収支計算書記載科目」の(注)1に定めるように、小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができますが、大科目については、様式で示しているもの以外の科目の設定は認めていません。

なお、第5号様式「事業活動収支計算書」の(注)1においては、「この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。」としていますが、別表第2と同じ趣旨に理解すべきで、この規定は小科目に関してのみ適用があると解しています。

また、会計処理の結果として、金額を計上する科目は小科目であり、大科目はその小科目の金額を集計するものであるという点からも、計上する科目ではない大科目は省略できないと解され、大科目は金額がなくても、省略できず、予算〇決算〇差異〇で表示することになります。

なお、この考え方は、今回の改正以降、第1号様式「資金収支計算書」の大科目及び第7号様式「貸借対照表」の大科目・中科目についても同様に統一することといたします。

I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- 固定資産明細表の様式に記載されている貸借対照表の中科目(有形固定資産、特定資産、その他の固定資産)は、計上すべき金額がなくても削除しないこと。小科目については計上すべき金額がない場合に省略する。

固定資産明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形固定資産	土地						
	建物						
	構築物						
	教育研究用機器備品						
	管理用機器備品						
	図書						
	車両						
	建設仮勘定						
	(何)						
	計						
特定資産	第2号基本金引当特定資産						
	第3号基本金引当特定資産						
	(何)引当特定資産						
	計						
その他の固定資産	借地権						
	電話加入権						
	施設利用権						
	ソフトウェア						
	有価証券						
	収益事業元入金						
	長期貸付金						
	(何)						
計							
合 計							

ここは中科目
なので省略
できません

ここは小科目なので、計上すべき金額
がない場合に省略します
(貸借対照表の表示に合わせます)

I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

様式は原則として変えてはいけない



別表(注)で小科目だけ例外を認めている



小科目以外は変えてはいけない

・・・と考えると、次頁以降も理解しやすくなります

I -3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意

- 資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表の作成は省略できるが、人件費支出内訳表の作成は省略できないことに注意すること。
- 内訳表を作成する場合は「1部門」と「総額」欄を記載すること。

I-3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意

資金収支計算書

科 目
人件費支出
教員人件費支出
職員人件費支出
役員報酬支出
退職金支出
(何)

人件費支出内訳表

科 目	部 門	総 額
	〇〇幼稚園	
教員人件費支出		
本務教員		
本俸		
期末手当		
その他の手当		
所定福利費		
(何)		
兼務教員		
職員人件費支出		
本務職員		
本俸		
期末手当		
その他の手当		
所定福利費		
(何)		
兼務職員		
役員報酬支出		
退職金支出		
教員		
職員		
(何)		
計		

これだけ情報量の違いがあるので作成の省略はできません

◆ 同じ金額になるのに？

(注)に部門のことしか指示されていませので、金額が同じでも省略できません

要注意！

資金収支計算書では**役員報酬支出**は小科目なので省略可能ですが、この表には科目省略可という記載がありませんので
省略できません

(注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。

2 どの部門の支出であるか明らかでない人件費支出は、教員数又は職員数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

I-4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理に注意

- 令和2年1月20日付事務連絡「幼児教育・保育の無償化に係る学校法人の会計処理について」を参照し、処理を行うこと。
- 令和6年度から償還払いから代理受領に切り替わった自治体に私学助成園を設置する法人の場合、特に留意すること。

I -5. 補助金の会計処理に注意

- 補助金の交付が翌年度であっても交付決定が年度内であれば、当該年度の収入(未収入金)として処理すること。
- 学校別に交付されている補助金については、それぞれの学校に対する補助金として確定された額を当該部門に収入計上すること。
- 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。道府県、区市町村からの補助金については「〇〇〇県補助金収入」「〇〇〇区補助金収入」など、地方公共団体名を付した科目を設定し、計上する。
- 事業活動収支計算書における教育活動収支と特別収支の区分に留意すること。

I-5. 補助金の会計処理に注意

- 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。

資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				

補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				

I-5. 補助金の会計処理に注意

- 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
		学生生徒等納付金			
教育活動収支	ハの部	経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金			
		(何)			
特別収支	業活動収入の部	その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別収入計			
		科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額			

ここは1本です

I -5. 補助金の会計処理に注意

- 道府県、区市町村からの補助金については「〇〇〇県補助金収入」「〇〇〇区補助金収入」など、地方公共団体名を付した科目を設定し、計上する。

学校法人会計基準の処理標準(記載科目)の改正等について(通知)最終改正 平成 27 年 1 月 30 日 26 生私行第 3111 号

資金収支計算書記載科目

補助金収入 …………… 国、地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される補助金をいう。

国庫補助金収入 …………… 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。

都補助金収入

東京都私学財団補助金収入

〇〇〇補助金収入 …………… 道府県、区市町村からの補助金があれば、その地方公共団体名を付して記載する。

事業活動 収支計算書記載科目

経常費等補助金 …………… 施設設備補助金以外の補助金をいう。

国庫補助金

都補助金

東京都私学財団補助金

〇〇〇補助金

- ただし、処理標準の留意事項には「小科目については、原則として処理標準に示す科目を使用するものとするが、必要に応じて学校法人において適切な科目を設定し、処理してよいこと。」とありますので、処理標準以外の小科目設定が認められていないということではありません。

I-5. 補助金の会計処理に注意

- 事業活動収支計算書における教育活動収支と特別収支の区分に留意すること。

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	ハの部	学生生徒等納付金			
		経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金 (何)			
特別収支	業活動収入の部	その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別収入計			
		科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額			

この区分のこと
です

I -5. 補助金の会計処理に注意

◆ 教育活動収支と特別収支の区分の基本的な考え方

資金収支計書

補助金収入
国庫補助金収入
地方公共団体補助金収入

施設設備
以外

事業活動収支計算書

教育活動収支/事業活動収入

経常費等補助金

広い

国庫補助金

地方公共団体補助金

※施設設備にもそれ以外にも使えれば
「経常費等補助金」

特別収支/事業活動収入

その他の特別収入

施設設備補助金

狭い

※施設設備にしか使えないものだけが
「施設設備補助金」

施設設備のみ使用可

I-5. 補助金の会計処理に注意

◆ 教育活動収支と特別収支の区分の例

① 校舎建て替え時等の利子補給を目的とした補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「特別収支」の「施設設備補助金」に計上する。

② 経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

補助金の交付者の目的に基づき、区別することなくその全てを「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

③ 経常費補助金を構成する特別補助

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

④ GP (Good Practice) 等の補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

※大学等が実施する教育改革の取組の中から選ばれた優れた取組「Good Practice」を「GP」と呼びます

【出典】

学校法人委員会実務指針第45号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針(学校法人委員会実務指針第45号)平成26年1月14日 日本公認会計士協会 2-3 補助金の区分

I-5. 補助金の会計処理に注意

- ◆ 国庫補助金に注意してください
 - ✓ 国庫の補助金でも都知事名で交付決定通知書が届くことがあります。
 - ✓ 「文部科学大臣から次のとおり交付することに決定されたので」といった文言があったら「国庫補助金」になります。
- ◆ 下記のURL(東京都生活文化スポーツ局 学校法人会計)に令和6年度の補助金計上区分が掲載される予定ですので、必ず最新版を確認してください

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/ninka/0000000772.html>



I -5. 補助金の会計処理に注意

		令和6年度補助金名称	区分	備考
東京都補助金(私学部)	1	産業・理科教育施設設備整備費補助金(理振)	経常費等	
		産業・理科教育施設設備整備費補助金(産振)	施設	
	2	幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金	施設	
	3	私立幼稚園等環境整備費補助	経常費等	
	4	とうきょう すくわくプログラム推進事業補助	経常費等	
	5	私立幼稚園教育振興事業費補助金	経常費等	
	6	私立特別支援学校等経常費補助金	経常費等	
	7	私立幼稚園特別支援教育事業費補助	経常費等	
	8	私立通信制高等学校経常費補助金	経常費等	
	9	私立幼稚園等教育体制支援事業費補助	経常費等	
	10	私立幼稚園等特色教育等推進補助	経常費等	
11	私立高等学校都内生就学促進補助	経常費等		

I-5. 補助金の会計処理に注意

		令和6年度補助金名称	区分	備考
東京都補助金 (私学部)	12	私立幼稚園預かり保育推進補助	経常費等	
	13	私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	経常費等	
	14	私立学校安全対策促進事業費補助	施設	
	15	私立学校送迎バス等安全対策支援事業費補助	経常費等	
	16	認定こども園等の業務体制への支援事業補助金	経常費等	
	17	私立幼稚園等性被害防止対策事業費補助金	経常費等	
	18	私立学校運動場芝生化事業補助金	施設	
	19	私立学校運動場芝生化維持管理経費補助金	経常費等	
	20	私立専修学校教育振興費補助	経常費等	
	21	私立専修学校特別支援教育事業費補助金	経常費等	
	22	私立専修学校職業実践専門課程推進補助	経常費等	
	23	私立専修学校教育環境整備費補助金(評価促進)	経常費等	
24	私立外国人学校教育運営費補助金	経常費等		



I -5. 補助金の会計処理に注意

		令和6年度補助金名称	区分	備考
都 (産労局)	25	保育園等による木育活動の支援事業費補助金 (ソフト事業のみ)	経常費等	
		保育園等による木育活動の支援事業費補助金 (ソフト・ハード両方の補助を受けた場合)	施設	
東京都私学財団助成金	1	私立専修学校等耐震化事業費助成金	施設	
	2	私立学校非構造部材耐震対策工事費助成金	施設	
	3	私立専修学校教育環境整備費助成金	施設	
	4	私立学校デジタル教育環境整備費助成金	施設	
	5	私立学校体育館空調設備新規導入費助成金	施設	
	6	私立学校省エネ設備等導入事業費助成金	施設	
	7	私立学校災害時対応環境整備費助成金	経常費等	
	8	私立高等学校新入生端末整備費助成金	経常費等	
	9	私立学校外国語指導助手活用事業費助成金	経常費等	

I-5. 補助金の会計処理に注意

		令和6年度補助金名称	区分	備考
東京都私学財団助成金	10	私立高等学校外部検定試験料助成金	経常費等	
	11	私立学校教育研究助成金	経常費等	
	12	私立学校教員海外派遣研修事業費助成金	経常費等	
	13	私立高等学校等授業料軽減助成金	経常費等	
	14	私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金	経常費等	
	15	私立学校授業目的公衆送信補償金助成金	経常費等	
国庫補助金	1	私立学校施設整備費補助金 (私立高等学校等施設高機能化整備費)	施設	
	2	私立学校施設整備費補助金 (学校体育諸施設補助)	施設	
	3	私立学校施設整備費補助金 (私立高等学校産業教育施設整備費)	施設	
	4	私立学校施設整備費補助金 (学校給食施設整備費)	施設	
	5	私立学校施設整備費補助金 (私立幼稚園施設整備費)	施設	

I-5. 補助金の会計処理に注意

		令和6年度補助金名称	区分	備考
国庫補助金	6	私立学校施設整備費補助金 (私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))<専修学校関係>	施設	
	7	学校教育設備整備費等補助金 (高等学校産業教育設備整備費)	施設	
	8	学校教育設備整備費等補助金 (理科教育設備整備費等)	経常費等	
	9	学校教育設備整備費等補助金 (特別支援教育設備整備費等)	施設	
	10	私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金	施設	
	11	私立大学等研究設備整備費等補助金 (私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費)	施設	
	12	私立大学等研究設備整備費等補助金 (私立大学等研究設備等整備費)<専修学校関係>	施設	
	13	私立学校情報機器整備費補助金	施設	
	14	私立大学等経常費補助金 (私立高等学校等経常費補助(特別支援教育分))	経常費等	
	15	私立大学等経常費補助金 (私立高等学校等経常費補助(広域通信制課程分))	経常費等	
	16	私立学校建物其他災害復旧費補助金 (応急仮設校舎等整備事業)	施設	
17	高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校DX加速化推進事業)	経常費等		

I-5. 補助金の会計処理に注意

【国庫補助金決定通知の例】

学第

令和〇年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等
I C T教育設備整備推進事業費）交付決定通知書

学校法人 ○○○○

○○○○小学校

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度私立大学等研究設備整備費補助金（私立高等学校等 I C T教育設備整備推進事業費）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、令和 年1月4日付け3文科高第 号をもって、**文部科学大臣から**次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

□□ 知事 □□□□

I-5. 補助金の会計処理に注意

私立高等学校等授業料軽減助成金(東京都私学財団)

- ✓ 令和5年度から学校法人への振込後に振替を行う手続は廃止
- ✓ 会計処理は行わなければなりません(次ページ参照)
- ✓ 経理と補助金担当部署の連携が重要です

(以前の会計処理)

例) 既納の授業料: 100 軽減額: 30 → この軽減額30を授業料に充当し、既納の授業料を保護者等に還付する。

○ 収入

預 金	100	授業料収入	100
預 金	30	都私学財団補助金収入	30
授業料収入	30	預 金	30

○ 収支計算書

大 科 目	小 科 目	金 額
学生生徒納付金収入	授 業 料 収 入	70
補 助 金 収 入	都私学財団補助金収入	30

I-5. 補助金の会計処理に注意

私立高等学校等授業料軽減助成金(東京都私学財団) (令和5年度からの会計処理)

授業料軽減に関する会計処理は、次のとおりです。

(1) 滞納がない場合

授業料：100 既納の授業料：100 軽減額：30 →財団から直接保護者に振込み。

○ 収入

預 金	100	授業料収入	100
※ 授業料収入	30	都私学財団補助金収入	30

(2) 学校に滞納分を振り込む場合

授業料：100 既納の授業料：80 滞納額：20 軽減額：30

→軽減額20を授業料滞納額に充当、軽減額10を直接申請者に振込み。

滞納額はゼロになりますが、補助金を充当するので、
授業料収入を計上するということではありません

○ 収入

(申請者→学校)	預 金	80	授業料収入	80
(財団→学校)	預 金	20	都私学財団補助金収入	20

(軽減額10を直接保護者に振込)

(財団→保護者)	※ 授業料収入	10	都私学財団補助金収入	10
----------	---------	----	------------	----

※ 入金がないので、交付決定通知書のタイミングで処理

○ 収支計算書((1)、(2)とも)

大 科 目	小 科 目	金 額
学生生徒納付金収入	授 業 料 収 入	70
補 助 金 収 入	都私学財団補助金収入	30

I-5. 補助金の会計処理に注意

私立高等学校等授業料軽減助成金（東京都私学財団）

（令和6年度の留意点）

- ✓ 所得制限がなくなったため、対象者が増加し、補助金額が前年度の数十倍になる可能性があります、その分だけ授業料が減少します。
- ✓ 交付決定は10月だけでなく12月にも通知される場合があります。
- ✓ 対象者が増加するため、滞納による学校への直接振込みが増える可能性があります。
- ✓ 滞納がある場合、後から保護者が滞納金額全額を支払うと補助金額分を返金する必要があります。

I-5. 補助金の会計処理に注意

私立高等学校等授業料軽減助成金(東京都私学財団)

滞納金額 > 補助金額のケース

✓ 滞納金額は補助金分だけ少なくなります

学校に滞納分を振り込む場合

授業料：100 既納の授業料：60 滞納額：40 軽減額：30

→軽減額30を授業料滞納額に充当

○ 収入

(申請者→学校)	預 金	60	授業料収入	60
(財団→学校)	預 金	30	都私学財団補助金収入	30

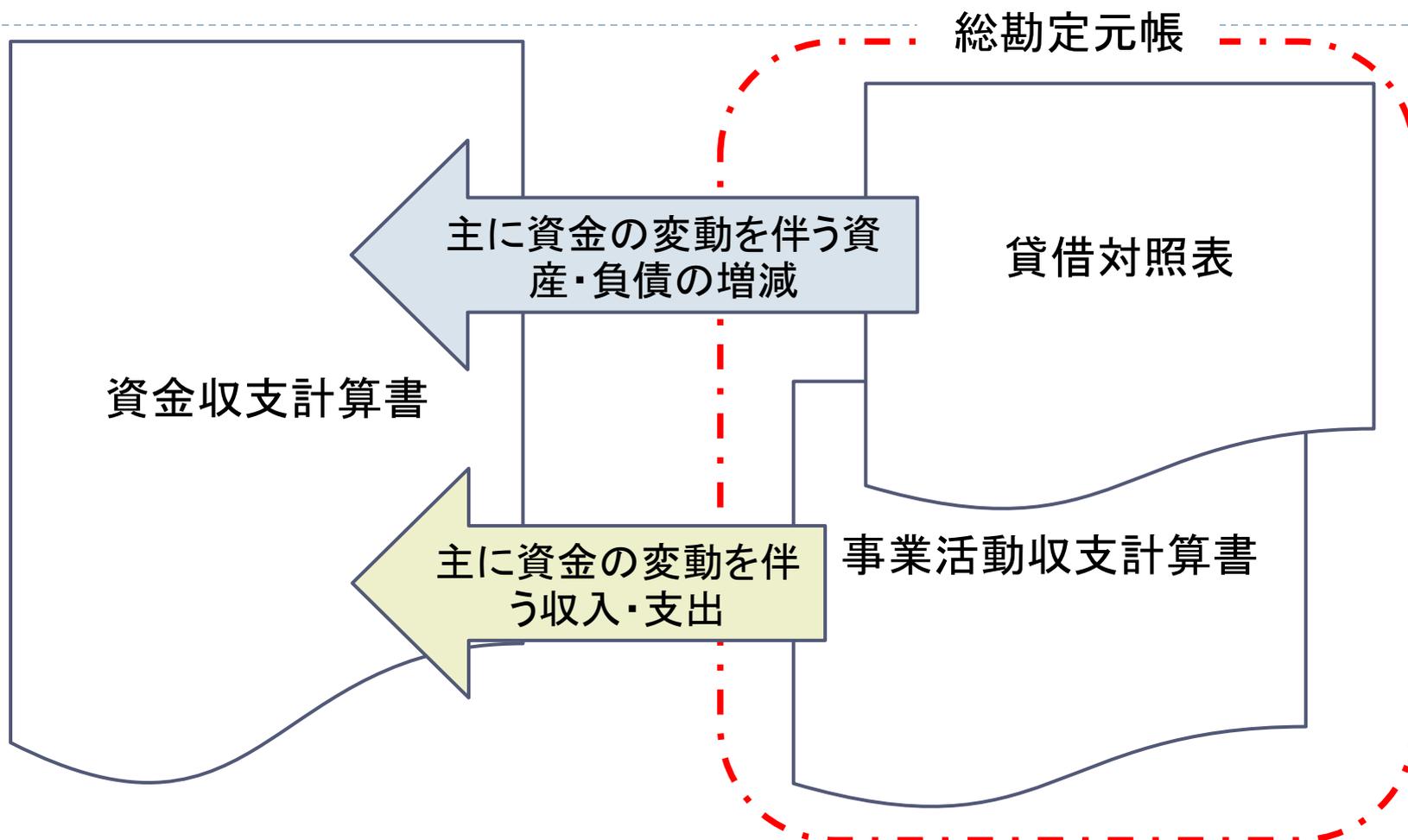
○ 収支計算書

大 科 目	小 科 目	金 額	滞納がない場合
学生生徒納付金収入	授 業 料 収 入	60	70
補 助 金 収 入	都私学財団補助金収入	30	30

滞納額はこの時点で当初の40－補助金30で
10になっています

Ⅱ. 計算書類間の関係

Ⅱ-1. 計算書類間の関係のイメージ



※資金収支計算書には、一部資金の変動を伴わないもの（調整勘定に関するものや前述の高等学校授業料軽減助成金など）が計上されます

Ⅱ-2. 区分ごとの比較例(学納金・手数料・寄付金)

資金収支計算書では未収入金・前受金を調整しているため、資金の伴わない現物寄付以外は一致します。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照	
学生生徒納付金収入	【285,000】	学生生徒納付金	【285,000】		
授業料収入	191,500	授業料	191,500		
入学金収入	59,000	入学金	59,000		
設備設備資金収入	34,500	設備設備資金	34,500		
手数料収入	【3,500】	手数料	【3,500】		
入学検定料収入	3,500	入学検定料	3,500		
寄付金収入	【6,500】	寄付金(区分集約)	【8,500】		
特別寄付金収入	3,000	特別寄付金	3,000		
一般寄付金収入	3,500	一般寄付金	3,500		
		現物寄付(図書)	2,000	図書増加	2,000

Ⅱ-3. 区分ごとの比較例（補助金～雑収入）

ここでもほとんどの科目の金額が一致しますが、資産の売却については、売却した資産の原価分が資金収支と事業活動の差になります。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
補助金収入	【12,800】	補助金(区分集約)	【12,800】		
国庫補助金収入	12,800	国庫補助金	12,800		
資産売却収入	【9,000】	資産売却	【1,500】		
有価証券売却収入	9,000	有価証券売却差額	1,500	有価証券減少	7,500
付随事業・収益事業収入	【45,000】	付随事業・収益事業	【45,000】		
補助活動収入	45,000	補助活動	45,000		
受取利息配当金収入	【650】	受取利息・配当金	【650】		
受取利息配当金収入	650	受取利息配当金	650		
雑収入	【9,700】	雑収入	【9,700】		
退職金団体交付金収入	3,800	退職金団体交付金	3,800		
施設設備利用料収入	4,400	施設設備利用料	4,400		
雑収入	1,500	雑収入	1,500		

Ⅱ-4. 区分ごとの比較例 (借入金収入～その他の収入)

事業活動収入は、当年度の学校法人の負債にならない収入なので、借入金等収入以下は計上されません。資金収支のこの部分は、現金預金と他の資産・負債の増減に関するものだけです。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
借入金収入	【10,000】			短期借入金増加	10,000
短期借入金収入	10,000				
前受金収入	【95,000】			前受金増加	95,000
入学金前受金収入	60,000				
施設設備前受金収入	35,000				
その他の収入	【56,800】				
施設拡充引当特定資産取崩収入	44,000			施設拡充引当特定資産減少	44,000
前期末未収入金収入	12,700			未収入金減少	12,700
預り金収入	100			預り金増加	100

Ⅱ-5. 区分ごとの比較例

(資金収入調整勘定・前年度繰越支払資金)

資金収支の雑収入より上の科目には、当年度に入金のなかったものを含めているため、調整勘定を使って実際の資金収入に合わせます。ここは資産の増加と負債の減少が対応しています。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
資金収入調整勘定	【△94,150】				
期末未収入金	△11,150			未収入金増加	△11,150
前期末前受金	△83,000			前受金減少	△83,000
前年度繰越支払資金	143,000			現金預金減少	143,000

調整しなかった場合はP.39-P.40のところで差が出ていたはずですが、未収入金と前受金の調整をしたために、ここに差が出ます。

Ⅱ-5. 区分ごとの比較例(資金収入調整勘定・前年度繰越支払資金)未収・前受調整をしなかった場合

資金収支計算書で未収入金・前受金を調整しなかった場合、例えばこのような形で差異が出てきます。調整したことで前ページのように調整勘定のところでまとめて出てきます。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
学生生徒納付金収入	【198,500】	学生生徒納付金	【285,000】		
授業料収入	187,000	授業料	191,500	前受金減少	△1,000
				未収入金増加	△3,500
入学金収入	7,000	入学金	59,000	前受金減少	△52,000
設備設備資金収入	4,500	設備設備資金	34,500	前受金減少	△30,000
補助金収入	【9,000】	補助金(区分集約)	【12,800】		
国庫補助金収入	9,000	国庫補助金	12,800	未収入金増加	△3,800
受取利息配当金収入	【600】	受取利息配当金	【650】		
受取利息配当金収入	600	受取利息配当金	650	未収入金増加	△50
雑収入	【5,900】	雑収入	【9,700】		
退職金団体交付金収入	0	退職金団体交付金	3,800	未収入金増加	△3,800
施設設備利用料収入	4,400	施設設備利用料	4,400		
雑収入	1,500	雑収入	1,500		

Ⅱ-6. 区分ごとの比較例（人件費）

ここでもほとんどの科目の金額が一致しますが、引当金のように資金の支出のない項目に差異が出ます。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
人件費支出	【199,900】	人件費	【200,600】		
教員人件費支出	146,100	教員人件費	146,100		
職員人件費支出	49,500	職員人件費	49,500		
退職金支出	4,000			退職給与引当金減少	△4,000
		退職給与引当金繰入額	5,000	退職給与引当金増加	5,000

- ✓ 退職金は4,000支払ったので、資金収支計算書では退職金支出4,000が計上されます
- ✓ 貸借対照表には、過去に事業活動収支計算書で引当計上された退職給与引当金があるので、これを取崩すことで退職金と相殺されます
- ✓ 当年度の退職給与引当金の繰入は、資金の支出がないので資金収支計算書には計上されません

Ⅱ-7. 区分ごとの比較例(教育研究経費・管理経費)

減価償却のように資金の支出のない項目や、未使用の消耗品を貯蔵品計上した場合などに差異が出ます。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
教育研究経費支出	【22,600】	教育研究経費	【31,600】		
消耗品費支出	5,700	消耗品費	5,200	貯蔵品増加	500
光熱水費支出	5,500	光熱水費	5,500		
賃借料支出	7,500	賃借料	7,500		
		減価償却額	9,500	減価償却累計額増加	△9,500
雑費支出	3,900	雑費	3,900		
管理経費支出	【4,600】	管理経費	【7,100】		
消耗品費支出	1,200	消耗品費	1,200		
公租公課支出	100	公租公課	100		
		減価償却額	2,500	減価償却累計額増加	△2,500
雑費支出	3,300	雑費	3,300		

Ⅱ-7. 区分ごとの比較例(教育研究経費・管理経費)

もう少し詳しく...

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
(教)消耗品費支出	5,700	(教)消耗品費	5,200	貯蔵品増加	500

- ✓ 購入した消耗品は、短期間で使用するため、すべてをその年度の消耗品とする場合は差異が出ません
- ✓ 未使用の消耗品の金額が重要な場合は、貯蔵品として貸借対照表に計上しますが、そのとき消耗品費支出と消耗品費に差異が生じます
- ✓ $\text{期首貯蔵品残高} + \text{消耗品費支出} - \text{期末貯蔵品残高} = \text{消耗品費}$ になるので、貯蔵品残高が期首 > 期末の場合には消耗品費支出 < 消耗品費になります

Ⅱ-8. 区分ごとの比較例

(借入金等利息支出～設備関係支出)

事業活動支出は、当年度に消費する資産の取得価額と用益の対価なので、借入金等返済支出から設備関係支出は計上されません。資金収支のこの部分は、収入と同様、現金預金と他の資産・負債の増減に関するものだけです。また、事業活動収支計算書に資産処分差額が計上されます。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
借入金等利息支出	【1,580】	借入金等支出	【1,580】		
借入金等利息支出	1,580	借入金等利息	1,580		
借入金等返済支出	【45,000】				
借入金等返済支出	45,000			借入金減少	45,000
施設関係支出	【63,500】				
土地支出	48,500			土地増価	48,500
建設仮勘定支出	15,000			建設仮勘定増加	15,000
設備関係支出	【13,300】				
教育研究用機器備品支出	8,600			教育研究用機器備品増加	8,600
管理用機器備品支出	1,500			管理用機器備品増加	1,500
図書支出	3,200			図書増加	3,200
		資産処分差額	【1,800】		
		図書処分差額	1,800	図書減少	△1,800

Ⅱ-9. 区分ごとの比較例 (資産運用支出・その他の支出)

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
資産運用支出	【6,000】				
退職給与引当特定資産繰入支出	6,000			退職給与引当特定資産増加	6,000
その他の支出	【6,000】				
前期末未払金支払支出	2,500			未払金減少	2,500
前払金支払支出	3,500			前払金減少	3,500

Ⅱ-10. 区分ごとの比較例

(資金支出調整勘定・翌年度繰越支払資金)

資金支出の借入金等利息支出より上の科目には、当年度に出金のなかったものを含めているため、調整勘定を使って実際の資金支出に合わせます。ここは資産の減少と負債の増加が対応しています。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
資金支出調整勘定	【△6,280】				
期末未払金	△3,280			未払金増加	3,280
前期末前払金	△3,000			前払金減少	3,000
翌年度繰越支払資金	226,900			現金預金増加	226,900

調整しなかった場合はP.44-P.47のところでは差が出ていたはずですが、未払金と前払金の調整をしたために、ここに差が出ます。

Ⅱ-10. 区分ごとの比較例(資金支出調整勘定・翌年度繰越支払資金)未払・前払調整をしなかった場合

資金収支計算書で未払金・前払金を調整しなかった場合、例えばこのような形で差異が出てきます。調整したことで前ページのように調整勘定のところでまとめて出てきます。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
教育研究経費支出	【17,100】	教育研究経費	【31,600】		
消耗品費支出	3,700	消耗品費	5,200	貯蔵品増加	500
				未払金増加	△2,000
光熱水費支出	5,500	光熱水費	5,500		
賃借料支出	4,000	賃借料	7,500	未払金増加	△500
				前払金減少	△3,000
		減価償却額	9,500	減価償却累計額増加	△9,500
雑費支出	3,900	雑費	3,900		
管理経費支出	【4,600】	管理経費	【7,100】		
消耗品費支出	1,200	消耗品費	1,200		
公租公課支出	0	公租公課	100	未払金増加	△100
		減価償却額	2,500	減価償却累計額増加	△2,500
雑費支出	3,300	雑費	3,300		

Ⅱ-10. 区分ごとの比較例(資金支出調整勘定・翌年度繰越支払資金)未払・前払調整をしなかった場合2

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
借入金等利息支出	【1,500】	借入金等支出	【1,580】		
借入金等利息支出	1,500	借入金等利息	1,580	未払金増加	△80
借入金等返済支出	【45,000】				
借入金等返済支出	45,000			借入金減少	45,000
施設関係支出	【63,500】				
土地支出	48,500			土地増価	48,500
建設仮勘定支出	15,000			建設仮勘定増加	15,000
設備関係支出	【12,700】				
教育研究用機器備品支出	8,000			教育研究用機器備品増加	8,600
				未払金増加	△600
管理用機器備品支出	1,500			管理用機器備品増加	1,500
図書支出	3,200			図書増加	3,200
		資産処分差額	【1,800】		
		図書処分差額	1,800	図書減少	△1,800

Ⅱ-10. 区分ごとの比較例(基本金・収支差額)

基本金は事業活動収入から組入れますので、事業活動収支計算書と貸借対照表は下のような関係になります。

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表	
		基本金組入額合計	△72,400	基本金増加	72,400
		当年度収支差額	51,570	当年度収支差額	51,570

この比較は、決算の誤りを発見するのに有効な場合がありますので、昨年度の「計算書類の科目別チェック」と併用してみてください。

Ⅲ. 学校法人会計の基本(支出)

Ⅲ. 学校法人会計の基本(支出)

▶ ポイント

1. 資金支出と事業活動支出.....55
2. 人件費の配分..... 56
3. 引当金..... 57
4. 退職給与引当金繰入額と退職金.....58
5. 教育研究経費と管理経費.....63
6. 期中取得資産の減価償却..... 64

Ⅲ-1. 資金支出と事業活動支出

- P.44～P.51で見たように、事業活動支出には、下記のような資金支出を伴わないものが含まれます。
 - 徴収不能引当金繰入額
 - 退職給与引当金繰入額
 - 減価償却額
 - 資産処分差額
- 一方で、事業活動支出には、当年度に消費する資産の取得価額と用益の対価でないものは計上されません。
 - 借入金等返済支出
 - 施設関係支出
 - 設備関係支出

Ⅲ-2. 人件費の配分

- 教職員の人件費は支出は、各部門、学部・学科等のいずれの教職員として発令されているかによって計上します（発令基準）。
- 発令の内容により明らかでない場合は、主たる勤務がいずれであるかにより計上します。
 - これは資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支内訳表における配分に関する方法を示した「資金収支内訳表等の部門別形状および配分について（通知）」（昭和55年11月4日文管企第250号）によるものです。
 - 改正学校法人会計基準ではセグメント情報の注記を予定していますが、そこでは発令基準が問題となっています。

Ⅲ-3. 引当金

- 現在の学校法人会計基準では、別紙に徴収不能引当金と退職給与引当金が記載されていますが、本文には徴収不能引当金が規定されているだけです。
- 企業会計原則【注18】では「将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」とされています。
- これは会計の一般的な定義なので、学校法人会計でもこれに該当すれば、徴収不能引当金と退職給与引当金に限らず引当金を計上すべきという考え方がある一方で、基準では徴収不能引当金と退職給与引当金しか認めていないとする考え方もありました。
- 改正学校法人会計基準では、今までなかった引当金計上に関する規定が明示されました。

Ⅲ-4. 退職給与引当金繰入額と退職金

- P.44で資金支出の退職金支出4,000は、退職給与引当金を充当するので事業活動支出には支出が出てこないという説明をしました。
- 期首の退職給与引当金は前期末の要支給額によって計算したもののなので、実際には当期末までに支給する退職金は1年分増えています。
- 実は、退職金に関する会計処理には、考え方によって2つの方法があります。
 - ① 退職給与引当金を全体で考える方法
 - ② 退職給与引当金を個々に考える方法

Ⅲ-4. 退職給与引当金繰入額と退職金

①退職給与引当金を全体で考える方法

- 退職金の支給が4,000で、支給対象者の退職給与引当金期首残高が3,500だったとします。
- 退職給与引当金の全体の残高は4,000以上あるので、この全体から退職金支給額全額を充当すると考えます。
- その結果、総勘定では
(借方)退職給与引当金 4,000 (貸方)現金預金 4,000
という仕訳になります。
- これを前提に当期の退職給与引当金繰入額を計算すると5,000になったというのがP.44の例です。

Ⅲ-4. 退職給与引当金繰入額と退職金

②退職給与引当金を個々に考える方法

- ここでも同じく、退職金の支給が4,000で、支給対象者の退職給与引当金期首残高が3,500だったとします。
- 期首の退職給与引当金は当期分の500だけ足りないなので、この500は当期の退職金として考えます。

- その結果、総勘定では

(借方)退職給与引当金	3,500	(貸方)現金預金	4,000
退職金	500		

という仕訳になります。

- P.44では①を前提に退職給与引当金繰入額を5,000にしていたましたが、②の場合は4,500になります。
- ①と②の差は、500が退職給与引当金繰入額になるか退職金になるかの違いです。

Ⅲ-4. 退職給与引当金繰入額と退職金

①と②の違い

- ①と②の差は、500が退職給与引当金繰入額になるか退職金になるかの違いです。
- ①の方法では、通常の退職金の支給で事業活動支出に退職金が計上されることはありませんが、退職金要支給額に加味されていない割増退職金等の特別退職金を支給する場合は退職金を計上することになると思われます。
- どちらが正しい・誤っているということではありません。
- ただし、一度採用した方法は、每期継続的に適用し、年度によって①にしたり②にしたりということはダメです。

Ⅲ-5. 教育研究経費と管理経費

- 教育研究経費(支出)と管理経費(支出)の区分の大原則は
 - ①「教育研究経費と管理経費の区分について(報告)」について(通知)にある7つに該当することが明らかな経費は管理経費
 - ②①以外の経費は主たる用途に従って教育研究経費と管理経費のいずれかに含める…です。
- 消耗品費、通信費、光熱水費など、教・管両方にまたがって発生する経費については、主たる用途にしたがって区分するか使用割合によって按分します。必ずしもどちらか主な方に寄せればよいということではありません。

Ⅲ-5. 教育研究経費と管理経費

● (通知)の7つの経費

1. 役員が行う業務執行のために要する経費および評議員会のために要する経費(役員会の経費および役員の旅費、事業費、交際費等の経費)
2. 総務・人事・財務・経理その他これに準ずる法人業務に要する経費(法人本部におけるこれらの業務のみならず、学校その他の各部門におけるこの種の業務に要する経費も含めることが適当)
3. 教職員の福利厚生のための経費
4. 教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕、維持、保全に要する経費(減価償却費を含む。)
5. 学生生徒等の募集のために要する経費(入学選抜試験に要する経費は含まない)
6. 補助活動事業のうち食堂、売店のために要する経費(寄宿舍に要する経費を教育研究経費とするか、管理経費とするかは、各学校法人における寄宿舍の性格と実態に即して学校法人において判断する)
7. 附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費

Ⅲ-6. 期中取得資産の減価償却

- 期の途中で取得した固定資産の減価償却額を計算する場合の原則は月割り計算です。
- 期中取得の場合に、当期は償却せず、翌期から償却を始めることを原則にするようなことは認められません。
- 実務上、減価償却額に重要性がない場合には
 - ✓ 期中取得資産の減価償却額を年間の2分の1
 - ✓ 当期は償却せず翌期から償却
 - ✓ 1年分償却

のいずれでもよいとされていますが、それは“どれでやっても大差ない場合”です。

IV. 学校法人会計基準の改正



IV. 学校法人会計基準の改正

▶ ポイント

1.	改正学校法人会計基準の公表	67
2.	改正の考え方	68
3.	会計処理への影響	69
4.	引当金の定義	70
5.	基本金明細書の様式	72
6.	情報開示	74
7.	計算書類の体系概要	75
8.	提出書類等	77
9.	計算書類・附属明細書	79
10.	附属明細書の内容	80
11.	注記事項	84
12.	セグメント情報	85
13.	子法人の注記	90
14.	財産目録	91
15.	会計基準の特例	92
16.	施行時期	95
17.	実際の条文	96

IV-1. 改正学校法人会計基準の公表

- 文部科学省から、「学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)」及び「私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)」が2024(令和6)年9月30日に公布されました。
- 新基準の運用に関しては、文部科学省通知等で示されますので、今後の動向に注意してください。

IV-2. 改正の考え方

■ 現行の学校法人会計基準

国又は都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が適正な会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての統一的な会計処理の基準として、昭和46年に文部省令により定められた

■ 令和5年度改正私立学校法

- ✓ ガバナンス強化の観点から、学校法人会計基準の根拠が改正私立学校法に位置づけられる
- ✓ ステークホルダー(※)への情報開示を主な目的とする基準として整備することが必要となった
- ✓ 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人(準学校法人)に対しても、学校法人会計基準が適用

■ 学校法人会計基準の在り方に関する検討会

- ✓ 令和5年6月以降、全9回にわたって検討が行われた
- ✓ 令和7年度決算からの適用を前提とするため、改正内容は、改正後の私立学校法の施行のために最低限必要な内容とした

※【改正私立学校法が想定するステークホルダーの例(太字は従来の「利害関係人」)】

学生・生徒・児童・幼児(「学生等」という。以下同じ。)**・保護者等**、卒業生、入学予定者、運営者、教職員等、債権者、寄付者、産業界等、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団、評価機関等

【出典】

IV-3. 会計処理への影響

- 「改正内容は、改正後の私立学校法の施行のために最低限必要な内容とした」とありますが、実際には会計処理に大きく影響すると思われる改正が行われています。
 - 引当金の定義
 - 基本金明細書の様式

IV-4.引当金の定義

第3節 負債

(負債の評価)

第11条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付すものとする。

2 退職給与引当金のほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の事業活動支出の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を事業活動支出として繰り入れることにより計上した額を付すものとする。

- 上記の第11条は新設です。従来の基準では負債に関する規定はありませんでした。
- 第2項はP.57で述べた企業会計原則【注18】に近い表現になっています。

IV-4.引当金の定義

- 新基準と同日に公表された「学校法人会計基準等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について」には、引当金に関して次のような質問と回答があります。

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
2. 会計帳簿について	学校法人会計基準第11条第2項において引当金について規定されているが、引当金の計上要件を満たした場合は賞与引当金を計上するという理解でよいか。	改正後の学校法人会計基準第11条第2項においては、「退職給与引当金のほか、引当金については」と規定しており、賞与引当金に限らず、規定する要件を満たすものについて、引当金として計上するものと考えています。

- これで徴収不能引当金（現基準第28条、新基準第10条）と退職給与引当金以外の引当金も計上することが明確になりました。
- 初年度の取扱いなどについては、今後発出される文部科学省通知で示されるものと思われれます。

IV-5.基本金明細書の様式

- 基本金明細表が基本金明細書になりましたが、記載の仕方が変わりました。

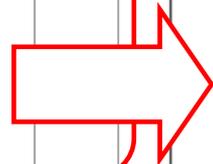
第七号様式（第42条関係）

基本金明細書

年月日から
年月日まで

(単位 円)

事項	要組入高	組入高	未組入高	繰越高
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額 (何)				
計				
当期取崩対象額 (何)	△	△		
計				
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
第2号基本金				
前期繰越高	—			
当期組入対象額 (何)	—			
計	—			
当期取崩対象額 (何)	—	△		
計	—			
当期組入額(又は当期取崩額)	—			
当期末残高	—			
第3号基本金				
前期繰越高	—			
当期組入対象額 (何)	—			
計	—			
当期取崩対象額 (何)	—	△		
計	—			
当期組入額(又は当期取崩額)	—			
当期末残高	—			
第4号基本金				
前期繰越高	—			
当期組入対象額	△	△		
当期取崩対象額				
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高	—			
合 計	—			
前期繰越高	—			
当期組入額	—			
当期取崩額	—	△		
当期末残高	—			



事項	要組入高	組入高	未組入高
第1号基本金			
前期繰越高			
当期組入対象額 (何)			
計			
当期取崩対象額 (何)	△	△	
計			
当期組入額(又は当期取崩額)	△	△	
当期末残高			

- 当期組入対象額と当期取崩対象額を記載し、差引で当期組入額又は当期取崩額を計算する過程を示すようになりました。
- 実際の記載に関しては、今後発出される文部科学省通知で示されるものと思われます。

IV-5.基本金明細書の様式

- 前出の「学校法人会計基準等に関するパブリックコメント(意見公募手続)の結果について」には、基本金明細書に関して次のような質問と回答があります。

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
5. 附属明細書について	基本金の計算において、資金収支計算書における部門(大学の場合は学部ごと)の計算も許容されるとの理解でよいか。	基本金明細書の様式は第7号様式に示している通りですが、基本金明細書の作成過程において部門計算を行うことは差し支えありません。
	基本金明細書(第7号様式)について、学校法人が希望する場合は組入対象額と取崩対象額を部門ごとに記載してもよいのか。	基本金明細書の記載内容について、学校法人の判断により様式より詳細な記載をすることを妨げるものではなく、部門ごとに記載することは差し支えありません。この点、今後、省令の運用に関する通知等でお示ししていきます。

IV-6. 情報開示

	文部科学大臣所轄学校法人等			その他の学校法人		
	備置き (※1)	閲覧 (※2)	公表	備置き (※1)	閲覧 (※3)	公表
計算書類	○	○	○	○	△	努力義務
事業報告書	○	○	○	○	△	努力義務
附属明細書	○	○	○	○	△	努力義務
監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
会計監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
財産目録	○	○	○	○	△	努力義務

※1 定時評議員会の日の一週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く(改正 私立学校法第 106 条第 1 項)

従たる事務所には、写しを3年間備え置く(改正私立学校法第106条第2項)

ただし計算書類等、監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省令で定めるものをとっている場合を除く

※2 何人も、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等を行うことができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(改正私立学校法第106条第3項1号～3号、同第149条第1項)

※3 利害関係人及び債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等(改正 私立学校法 第106条第3項1号～3号)を行うことができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。(改正私立学校法第106条第3項、第4項)

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P6

IV-7. 計算書類の体系概要

- 前述したところを除けば、改正学校法人会計基準は計算書類の体系や開示の仕方の変更が主になります。
- この点においては、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」の説明と大きく変わったところはありません。

IV-7. 計算書類の体系概要

参考資料 1

計算関係書類の体系イメージ

ポイント

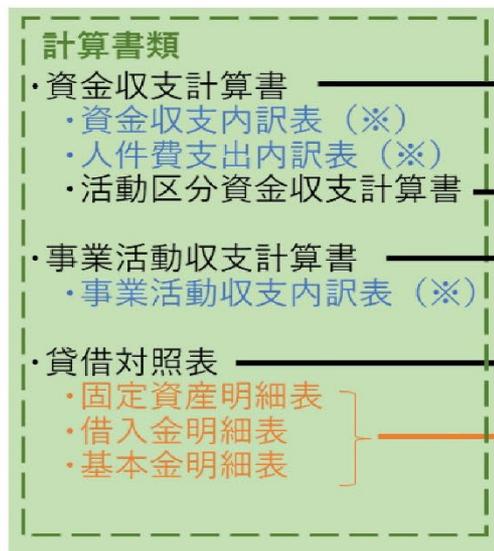
- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。

現会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

新会計基準による計算関係書類・財産目録

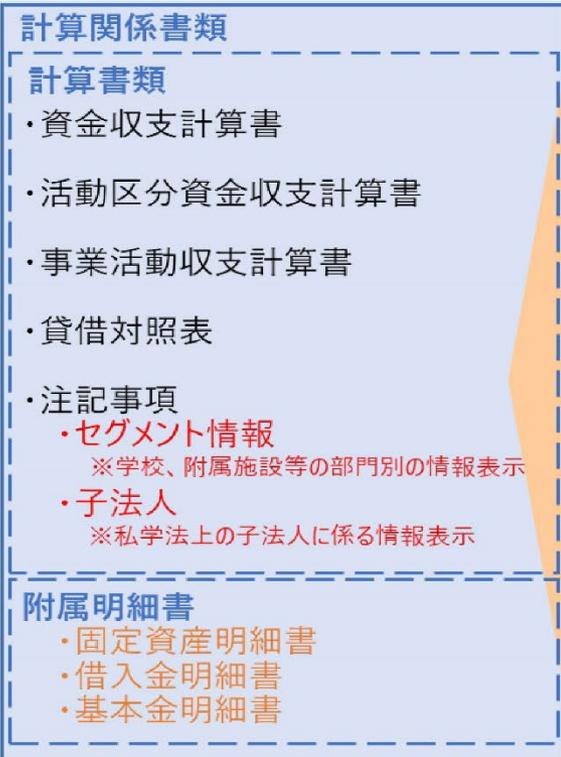
- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的



(※) 計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を求める書類として位置付ける

注記は計算書類の末尾に記載することを明示

利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目等、部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ



※計算関係書類は全て備置き・閲覧の対象となる(私立学校法) また、全てインターネットによる公表(★1)の対象とする方向(施行規則)

※計算関係書類は全て会計監査人監査(★2)の対象とする方向(施行規則)

★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務

★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.38

IV-8. 提出書類等(その1)

【出典】
学校法人会計基準の在り方に関する検討会 第8回資料4 P.4

監査の対象書類整理表 (案)

私学法上の所轄・機関設計	大臣所轄学校法人等 会計監査人必置：会計監査→監事監査 (私学法144 I)	その他の学校法人(知事所轄) 会計監査人の設置は任意	
		会計監査人任意設置：会計監査→監事監査 (私学法18 II)	会計監査人非設置：監事監査のみ (私学法18 I)
私学助成なし	ケース1 私学法監査※1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条	ケース2 私学法監査※1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条	会計監査人による私学法監査なし ※計算書類及び附属明細書、 財産目録は監事監査を受ける
私学助成あり	ケース3 私学法監査※1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条 助成法監査※1 ・内訳表に関する監査※2 私学法附則第19条 →助成法第14条4項 助成法施行規則案第2条	ケース4 私学法監査※1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条 助成法監査※1 ・内訳表に関する監査※2 私学法附則第19条 →助成法第14条4項 助成法施行規則案第2条 (+α：都道府県の判断による)	ケース5 会計監査人による私学法監査なし ※計算書類及び附属明細書、 財産目録は監事監査を受ける 助成法監査※1 ・計算書類及び附属明細書監査※3 私学法附則第19条 →助成法第14条2項、3項 ・内訳表に関する監査※2 助成法施行規則案第2条 (+α：都道府県の判断による)

※1 この表における表記の意義は以下のとおり

私学法監査：私学法に基づき「会計監査人」が実施する監査（「会計監査人」は、私学法が定める機関のひとつ。）

助成法監査：助成法に基づき「公認会計士または監査法人」が実施する監査

※2 補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない旨を規定予定。

なお、現行、一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合を意味するものとされる。

（「私立学校振興助成法等の施行について（昭和51年4月8日文管振第153号 文部事務次官達）」）

※3 補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、監査不要（助成法第14条2項）

私立学校振興助成法に基づく提出書類等について (案)

会計監査人設置法人で
私学助成を受けている法人

ケース3
ケース4

①計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表

私



②附属明細書

私



③収支予算書

助

④会計監査報告書※1

私

(⑤財産目録

私)

会計監査人非設置で
私学助成を受けている法人

ケース5

①計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表

私



②附属明細書

私



③収支予算書

助

④①②についての公認会計士等
による監査報告※2、3

助

上記書類の提出にあたり添付を求める書類※4
(計算書類とは位置付けない)

- ・資金収支内訳表
- ・人件費支出内訳表
- ・事業活動収支内訳表
- ・人件費支出内訳表についての
公認会計士等による監査報告※2

助

助

助

助



- ・資金収支内訳表
- ・人件費支出内訳表
- ・事業活動収支内訳表
- ・人件費支出内訳表についての
公認会計士等による監査報告※2、3

助

助

助

助



私 私学法が作成根拠 助 助成法が作成根拠

★会計監査人による監査(私学法)の監査対象 ★公認会計士等による監査(助成法)の監査対象

黒字：法人作成書類
青字：監査主体作成書類

※1 監査の詳細は私学法施行規則で規定予定
※2 私学助成法監査の詳細は私学助成法施行規則(新設)等で規定予定
※3 監査報告書は一体で作成される
※4 私学助成法施行規則で規定予定

<所轄庁の定めにより添付書類の追加が可能>

IV-9. 計算書類・附属明細書

計算書類

- 貸借対照表
- 事業活動収支計算書
- 資金収支計算書
- 資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

附属明細書

- 固定資産明細書
- 借入金明細書
- 基本金明細書

内訳表(資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支内訳表)は計算書類からは除き(助成法では作成※)、部門別の情報としてセグメント情報を注記

- ※ 学校法人会計基準改正の話は、私学法で情報開示の対象となる書類の話が中心なので、私学助成法で作成が必要な書類の話と混同しないようにお気を付けください
⇒必ずしも「計算書類から除く」から「作らなくてよくなった」ということではありません
(P.76、P.77参照)

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する
検討会 報告書 P.9(一部修正)

IV-10. 附属明細書の内容(その1)

■ 固定資産明細書

第五号様式 (第42条関係)

固定資産明細書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産							
土地							
建物							
構築物							
教育研究用機器備品							
管理用機器備品							
図書							
車両							
建設仮勘定							
(何)							
計							
特定資産							
第2号基本金引当特定資産							
第3号基本金引当特定資産							
(何)引当特定資産							
計							
その他の固定資産							
借地権							
電話加入権							
施設利用権							
ソフトウェア							
有価証券							
収益事業元入金							
長期貸付金							
(何)							
計							
合 計							

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
- 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

現行基準では
(その金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円)
が入っていました。

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.13

IV-10. 附属明細書の内容(その2)

■ 借入金明細書

第六号様式 (第42条関係)

借入金明細書

年 月 日から
年 月 日まで

利率がなくなりました。

(単位 円)

借入先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	計						
短期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	小計						
	返済期限が1年以内の長期借入金						
	計						
合計							

- 借入先については、金融機関の種類(ex. 公的金融機関、市中金融機関、その他)とし、個別の金融機関名を開示しない

- 記載項目については、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要(資金用途等)とする

(注) 1 摘要の欄には、借入金の用途及び担保物件の種類を記載する。

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.13

IV-10. 附属明細書の内容(その3)

■ 基本金明細書

- 第1号基本金について、増減項目を簡素化 学校法人合計での「土地」「建物」「構築物」等の貸借対照表の小科目項目とし、その詳細については記載することまでは求めない
- 第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金については現行のままとする
- 基本金組入れ及び取崩の計算過程を明示するため、基本金各号ごとに、「組入対象額」と「取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額(又は当期取崩額)」を記載する様式とする

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高
第1号基本金			
前期繰越高			
当期組入対象額			
(何)			
計			
当期取崩対象額	△	△	
(何)			
計	△	△	
当期組入額(又は当期取崩額)			
当期末残高			

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.13、16

IV-10. 附属明細書の内容(その4)

■ 基本金明細書(つづき)

- 第2号基本金の組入れに係る計画表及び第3号基本金の組入れに係る計画表については、明細書として作成を要しないこととする(理事会決定情報等の内部情報が記載されるため、そのまま開示されると法人運営上不利益が生じるおそれがあるため)

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.13、16

IV-11. 注記事項

- 「注記」の節を設け、計算書類の末尾に記載することを明示
- 貸借対照表の様式から脚注を削除
- 注記すべき項目として以下の内容を追加もしくは明記
 - ・ セグメント(部門別)の情報
 - ・ 子法人
 - ・ 重要な偶発債務
 - ・ 関連当事者との取引の内容に関する事項
 - ・ 重要な後発事象

※詳しい記載例等は、今後発出される文部科学省通知で示されるものと思われませんが、ここではあり方検討会報告書で判明している範囲でご説明します。

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.17

IV-12. セグメント情報(その1)

■ セグメント区分

- 各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、セグメント別の明細を表示
- ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。
 - ① 私立大学(短期大学を含む)、私立高等専門学校
 - ② ①以外の私立学校(高等学校、中学校、小学校、幼稚園)、私立専修学校及び私立各種学校
 - ③ 病院
 - ④ その他(学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通)

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.18

IV-12. セグメント情報(その2)

■ 配分基準

- 原則的な配分基準:「経済実態をより適切に表す配分基準」
- 例外的な配分基準:現行の「資金収支内訳表の配分基準」
(採用した配分基準を注記する)

■ 当分の間の取扱い

- 配分基準について、原則的な配分基準の策定は技術的な困難があり、「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間は、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する
- セグメント区分について、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間の選択可能な取扱いとして、セグメント区分の①、③を集約可能とする
- 「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定できた段階で、上記(セグメント区分)(配分基準)記載の取扱いとする。ただし、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、今後検討する

【出典】

IV-12. セグメント情報(その3)

■ 開示科目

教育活動**収入計**

教育活動**支出計**

教育活動は収入計と支出計を開示
(教育活動外と特別は収支差額のみ)

教育活動**収支差額**

教育活動外**収支差額**

経常**収支差額**

特別**収支差額**

基本金組入前当年度**収支差額**

基本金組入額合計

当年度**収支差額**

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.18、19

IV-12. セグメント情報(その4)

参考資料3

学校法人会計基準在り方に関する検討会
第8回 資料1-1 一部加筆修正

セグメント情報について

➤ セグメント情報は、以下の区分・配分基準で開示を進めることで合意（第6回検討会 2023/10/20 開催）。

区分

【区分ア】

当分の間、選択可能 【区分イ】（「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）

配分基準

原則：「経済実態をより適正に表す配分基準」（新基準） ← 新規策定
（技術的課題あり、検討に1年程度必要）

例外：現行の「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準） ← 現存はこちらのみ

➤ 今後の対応関係は、以下の通り。

A 当分の間

（「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）

区分	配分基準
【区分ア】 +	現行基準
選択可能 【区分イ】 +	現行基準

B 「経済実態をより適切に表す配分基準」
策定後

区分	配分基準
原則 【区分ア】 +	新基準
例外 【区分ア】 +	現行基準

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.56

IV-12. セグメント情報(その5)

セグメント情報の開示イメージ (区分)

学校法人会計基準在り方に関する検討会
第8回 資料1-1 一部加筆修正

【区分ア】 原則的な集約可能範囲

部 門 科 目	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等専 門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

【区分イ】 例外的な集約可能範囲

※病院は「大学・短大・高専」に含む

部 門 科 目	大学・短大・高 専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	その他
教育活動収入計			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
特別収支差額			
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計	△	△	△
当年度収支差額			

- ・当分の間、【区分ア】の対応が困難な場合のみ選択可能
- ・原則的な配分基準の検討にかかる期間を限度として、【区分ア】に移行

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.57

IV-13. 子法人の注記

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.24

- 私学法施行規則に規定される子法人について記載する注記を新設
- 主な記載項目
 - ① 子法人の概要
 - ② 当学校法人と子法人の取引の関連図
 - ③ 子法人との取引の状況
 - ④ 子法人の債務に係る保証債務

子法人：学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるもの（改正私立学校法第31条第4項2号等）

私立学校法施行規則第11条

- 一 当該学校法人（中略）又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人
- 二 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人
 - イ 当該学校法人の役員、評議員又は職員
 - ロ 当該学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者
 - ハ 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該構成員に選任された者
 - ニ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者

財 産 目 録

年 月 日現在

（単位 円）

IV-14. 財産目録

- 学校法人会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定める(※)
- 財産目録は以下の情報を開示する目的で毎会計年度において作成する
 - ・学校法人等全体の財産の状況
 - ・貸借対照表(収益事業に係る貸借対照表を含む)に含まれる資産及び負債の明細等
- 資産側に「収益事業会計資産」、負債側に「収益事業会計負債」の区分を設け、資産・負債ともに収益事業を区分する様式とする
- 収益事業元入金は、相殺対象となる収益事業の純資産が財産目録に表示されないものの、元入金と相殺したとみなし、財産目録には収益事業元入金を記載しない
- 資金貸付等、それぞれの資産・負債に表れる債権・債務にかかる内部取引については、相殺消去し、財産目録には資産・負債ともに記載しない

科 目	年 度 末	
一 資産額		
(一) 基本財産		
1 土地		円
(1) 校地	〇〇 m ²	円
2 建物		円
(1) 校舎	〇〇 m ²	円
3 教育研究用機器備品	〇〇 点	円
4 図書	〇〇 冊	円
(二) 運用財産		
1 現金預金		円
(1) 現金		円
(2) 普通預金		円
2 積立金		円
(1) (何)引当特定資産		円
3 有価証券		円
(1) 利付国債		円
(三) 収益事業会計資産		
合 計		円
二 負債額		
(一) 固定負債		
1 長期借入金		円
2 学校債		円
3 長期未払金		円
4 退職給与引当金		円
(二) 流動負債		
1 短期借入金		円
2 未払金		円
3 前受金		円
(三) 収益事業会計負債		
合 計		円

(注) 1 基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金
 2 運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産
 3 収益事業会計資産：収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表における「資産の部」に計上する資産）
 4 固定負債：別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債
 5 流動負債：別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債
 6 収益事業会計負債：収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表における「負債の部」に計上する負債）

※計算書類の体系外であることは変わりません

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.28

IV-15. 会計基準の特例(その1)

- 知事所轄学校法人については、現状の「知事所轄学校法人の特例」の取扱いを維持する
ただし、文部科学大臣所轄学校法人等に区分される知事所轄学校法人については、特例の対象外とする
- 会計監査人を任意設置する知事所轄学校法人は「知事所轄学校法人に関する特例」の適用対象としない
- 準学校法人(※)については、知事所轄学校法人に該当することから、現行の「知事所轄学校法人に関する特例」と同様の特例を設ける

※準学校法人：専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.31

IV-15. 会計基準の特例(その2)

【現行の知事所轄学校法人に対する特例(概要)】

特例の内容	高等学校を設置する知事 所轄学校法人	高等学校を設置しない知 事所轄学校法人	根拠条文
活動区分資金収支計算書 の作成省略	可	可	学校法人会計基準 第37条
基本金明細表の作成省略	不可	可	学校法人会計基準 第37条
徴収不能引当金の計上省 略	不可	可	学校法人会計基準 第38条
第4号基本金の全部又は 一部を組み入れない	不可	可	学校法人会計基準 第39条

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.32

IV-15. 会計基準の特例(その3)

【改正後の会計監査人非設置知事所轄学校法人に対する特例(概要)】

特例の内容	高等学校を設置する知事 所轄学校法人	高等学校を設置しない知 事所轄学校法人	根拠条文
活動区分資金収支計算書 の作成省略	可	可	学校法人会計基準 第50条
基本金明細表の作成省略	不可	可	学校法人会計基準 第50条
徴収不能引当金の計上省 略	不可	可	学校法人会計基準 第48条
第4号基本金の全部又は 一部を組み入れない	不可	可	学校法人会計基準 第49条

基本的には変わりません。

IV-16. 施行時期

- 速やかに学校法人会計基準の改正を行った後、1年程度の準備期間を置き、令和7年4月から施行する
- セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な改正を行うとともに、学校法人の準備期間を設ける

※令和7年度の予算は、新基準で作成することになります

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.34

IV-17. 実際の条文 第1章 総則

第1章 総則

(学校法人会計の基準)

第1条 私立学校法(以下「法」という。)第101条に規定する基準については、この省令の定めるところによる。

- 2 法第3条に規定する学校法人(法第152条第5項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下「学校法人」という。)は、この省令の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。ただし、法第19条第1項の事業(以下「収益事業」という。)に関する会計(以下「収益事業会計」という。)については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。
- 3 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に従わなければならない。
- 4 計算書類のうち貸借対照表については、前2項の規定によるほか、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条第2号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する募集又は同条第4項に規定する売出しを行うもの(次項において「有価証券発行学校法人」という。)にあつては、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年文部科学省令第36号)の定めるところにより作成しなければならない。
- 5 計算書類のうち収支計算書については、第2項及び第3項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の定めるところにより作成しなければならない。

IV-17. 実際の条文 第1章 総則2

(会計の原則)

第2条 学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書(以下「計算関係書類」という。)(収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下この条において同じ。)並びに財産目録を作成しなければならない。

- (1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
- (2) 全ての取引について、正規の簿記の原則によつて正しく記帳された会計帳簿に基づいて計算関係書類を作成すること。
- (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を計算関係書類に明瞭に表示すること。
- (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算関係書類及び財産目録の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(収益事業会計)

第3条 収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

2 収益事業会計については、前2条、前項及び第4章の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

(総額表示)

第4条 計算書類に記載する金額は、総額をもつて表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもつて表示することができる。

(金額の表示の単位)

第5条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、1円単位をもつて表示するものとする。

IV-17. 実際の条文 第2章 会計帳簿

第1節 総則 第2節 資産

第2章 会計帳簿

第1節 総則

(会計帳簿の作成)

第6条 法第102条第1項の規定により学校法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び基本金の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成するものとする。

第2節 資産

(資産の評価)

第7条 資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

(減価償却)

第8条 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については、減価償却を行うものとする。

2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

(有価証券の評価換え)

第9条 有価証券については、第7条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなつた場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。

IV-17. 実際の条文 第2章 会計帳簿

第2節 資産 第3節 負債 第4節 基本金

(徴収不能額の引当て)

第10条 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第3節 負債

(負債の評価)

第11条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付すものとする。

2 退職給与引当金のほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の事業活動支出の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を事業活動支出として繰り入れることにより計上した額を付すものとする。

第4節 基本金

(基本金)

第12条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

(基本金への組入れ)

第13条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- (1) 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
 - (2) 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
 - (3) 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
 - (4) 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額
-

IV-17. 実際の条文 第2章 会計帳簿

第4節 基本金2

- 2 前項第2号又は第3号に掲げる資産の額の基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。
- 3 学校法人が第1項第1号の固定資産を借入金(学校債を含む。以下この項において同じ。)又は未払金(支払手形を含む。以下この項において同じ。)により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払(新たな借入金又は未払金によるものを除く。)を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金に組み入れるものとする。

(基本金の取崩し)

第14条 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

- (1) その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額
- (2) その経営の合理化により前条第1項第1号の固定資産を有する必要がなくなつた場合 その固定資産の価額
- (3) 前条第1項第2号の金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなつた場合 その金銭その他の資産の額
- (4) その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額

IV-17. 実際の条文 第3章 計算関係書類

第1節 総則 第2節 貸借対照表

第3章 計算関係書類

第1節 総則

(成立の日の貸借対照表)

第15条 法第103条第1項の規定により作成すべき貸借対照表は、学校法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成するものとする。

(各会計年度に係る計算書類)

第16条 法第103条第2項の規定により学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類は、次に掲げるものとする。

(1) 貸借対照表

(2) 次に掲げる収支計算書

イ 事業活動収支計算書

ロ 資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

第2節 貸借対照表

(貸借対照表の内容)

第17条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものとする。

(貸借対照表の記載方法)

第18条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

IV-17. 実際の条文 第3章 計算関係書類

第2節 貸借対照表2

(減価償却資産の表示方法)

第19条 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

(金銭債権の表示方法)

第20条 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

(貸借対照表の記載科目)

第21条 貸借対照表に記載する科目は、別表第1のとおりとする。

(貸借対照表の様式)

第22条 貸借対照表の様式は、第1号様式のとおりとする。

IV-17. 実際の条文 第3章 計算関係書類

第3節 事業活動収支計算書

第3節 事業活動収支計算書

(事業活動収支計算書の内容)

第23条 事業活動収支計算書は、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明瞭に表示するとともに、当該会計年度において第12条及び第13条の規定により基本金に組み入れる額(以下「基本金組入額」という。)を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明瞭に表示するものとする。

(1) 教育活動

(2) 教育活動以外の経常的な活動

(3) 前2号に掲げる活動以外の活動(事業活動収支計算の方法)

第24条 事業活動収入の計算は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入について行うものとする。

2 事業活動支出の計算は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて行うものとする。

3 事業活動収支計算は、前条各号に掲げる活動ごとに、前2項の規定により計算した事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとする。

(勘定科目)

第25条 学校法人は、この節の規定の趣旨に沿って事業活動収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

(事業活動収支計算書の記載方法)

第26条 事業活動収支計算書には、第23条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(事業活動収支計算書の記載科目)

第27条 事業活動収支計算書に記載する科目は、別表第2のとおりとする。

IV-17. 実際の条文 第3章 計算関係書類

第3節 事業活動収支計算書2

(当年度収支差額等の記載)

第28条 第23条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額(事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。)は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。

2 当該会計年度の経常収支差額(第23条第1号に掲げる活動の収支差額に同条第2号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。)は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額(経常収支差額に第23条第3号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。)は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4 当該会計年度の基本金組入額は、基本金組入前当年度収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

5 当該会計年度の当年度収支差額(基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除した額をいう。以下同じ。)は、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

(翌年度繰越収支差額)

第29条 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

(1) 当年度収支差額

(2) 前年度繰越収支差額(当該会計年度の前会計年度の翌年度繰越収支差額をいう。)

(3) 第14条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

(翌年度繰越収支差額の記載)

第30条 翌年度繰越収支差額は、当年度収支差額の次に、前条の規定による計算とともに、予算の額と対比して記載するものとする。

(事業活動収支計算書の様式)

第31条 事業活動収支計算書の様式は、第2号様式のとおりとする。

IV-17. 実際の条文 第3章 計算関係書類

第4節 資金収支計算書

第4節 資金収支計算書

(資金収支計算書の内容)

第32条 資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。)の収入及び支出のてん末を明瞭に表示するものとする。

(資金収支計算の方法)

第33条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの(第37条第1項において「前期末前受金」という。)及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの(第37条第1項において「期末未収入金」という。)について行うものとする。

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの(第37条第2項において「前期末前払金」という。)及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの(第37条第2項において「期末未払金」という。)について行うものとする。

(勘定科目)

第34条 学校法人は、この節の規定の趣旨に沿つて資金収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

IV-17. 実際の条文 第3章 計算関係書類

第4節 資金収支計算書2

(資金収支計算書の記載方法)

第35条 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(資金収支計算書の記載科目)

第36条 資金収支計算書に記載する科目は、別表第3のとおりとする。

(前期末前受金等)

第37条 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

(資金収支計算書の様式)

第38条 資金収支計算書の様式は、第3号様式のとおりとする。

(活動区分資金収支計算書の記載方法等)

第39条 活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

- (1) 教育活動
- (2) 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動
- (3) 資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動

2 活動区分資金収支計算書の様式は、第4号様式のとおりとする。

IV-17. 実際の条文 第3章 計算関係書類

第5節 計算書類の注記

第5節 計算書類の注記

第40条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- (1) 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額
- (3) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額
- (4) 金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額
- (5) 担保に供されている資産の種類及び額
- (6) 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
- (7) 当該会計年度の末日において第13条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策
- (8) セグメント(学校法人を構成する一定の単位をいう。)情報
- (9) 重要な偶発債務
- (10) 子法人に関する事項
- (11) 学校法人の出資による会社に係る事項
- (12) 関連当事者との取引の内容に関する事項
- (13) 学校法人間の財務取引
- (14) 重要な後発事象
- (15) 前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

IV-17. 実際の条文 第3章 計算関係書類

第6節 附属明細書

第6節 附属明細書

(附属明細書の記載方法等)

第41条 法第103条第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、次に掲げるものとする。

- (1) 固定資産明細書
- (2) 借入金明細書
- (3) 基本金明細書

2 前項の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 第1項の附属明細書には、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

(附属明細書の様式)

第42条 次の各号に掲げる附属明細書の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 固定資産明細書 第5号様式
- (2) 借入金明細書 第6号様式
- (3) 基本金明細書 第7号様式

IV-17. 実際の条文 第4章財産目録

第4章 財産目録

(財産目録の内容)

第43条 法第107条第1項第1号に掲げる財産目録は、当該会計年度末現在(学校法人が成立した日における財産目録は、当該学校法人が成立した日)における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

(内部取引)

第44条 財産目録の作成に当たっては、当該学校法人の収益事業会計に対する投資とこれに対応する収益事業会計の資本との相殺消去その他必要とされる事業相互間の項目の相殺消去をするものとする。

(財産目録の区分)

第45条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。

2 資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第3号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

- (1) 基本財産(学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。)
- (2) 運用財産(学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。)
- (3) 収益事業会計資産(収益事業に必要な資産をいう。)

3 負債額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第3号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

- (1) 固定負債(別表第1における大科目「固定負債」に計上する負債をいう。)
- (2) 流動負債(別表第1における大科目「流動負債」に計上する負債をいう。)
- (3) 収益事業会計負債(収益事業に必要な負債をいう。)

(財産目録の金額)

第46条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

(財産目録の様式)

第47条 財産目録の様式は、第8号様式のとおりとする。

IV-17. 実際の条文 第5章会計監査人非設置知事所 轄学校法人に関する特例

第5章 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例

(徴収不能引当ての特例)

第48条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人(会計監査人を置くものを除く。以下「会計監査人非設置知事所轄学校法人」という。)(高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。)は、第10条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

(基本金組入れに関する特例)

第49条 会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第13条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

(計算書類の作成に関する特例)

第50条 会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第16条及び第41条第1項の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細書(高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。)を作成しないことができる。

第6章 放送大学学園に関する特例

第51条 放送大学学園は、この省令の規定にかかわらず、放送大学学園に関する省令(平成15年文部科学省令第39号)の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成するものとする。

IV-17. 実際の条文 附則

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(略)

附則

(施行期日)

第1条 この省令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令による改正後の学校法人会計基準の規定は、令和7年度以降の会計年度に係る会計処理並びに計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。)及びその附属明細書並びに財産目録の作成について適用し、令和6年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。